

# 春日井市消費生活センターだより

## 令和3年度 第3号



令和3年8月

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当 発行

### 1. 令和3年6月の春日井市での相談概要

令和3年6月に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は98件あり、前年の同月と比較すると25件減少となりましたが、先月と比べると、18件の増加となりました。年齢、相談内容の内訳は下表のとおりです。

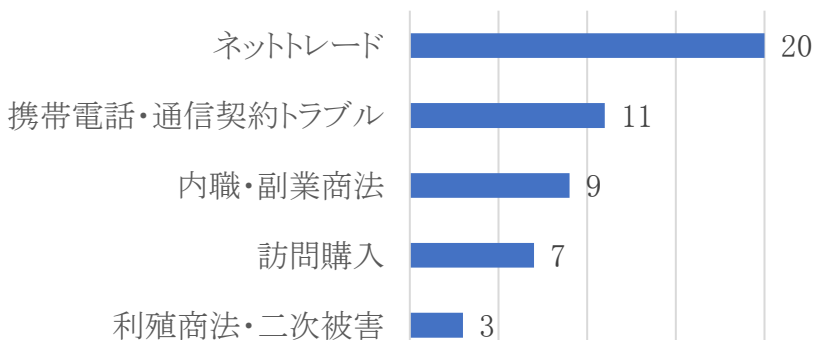
世代別にみると、前月に引き続き20代の若い世代からの相談が最も多い結果となりました。5月の18人から11人の増加となり、若者の消費者トラブルが増えていることが分かります。

相談内容に関しては、前月に引き続き、ネットトレード(ネットショッピング)が一番多い結果となりました。

#### 相談者の年齢

20歳未満	1人
20代	29人
30代	10人
40代	13人
50代	7人
60代	10人
70代	12人
80代	12人
不明	4人

#### 相談内容ワースト5



### 2. 今月の相談ピックアップ

#### ◆情報商材のトラブル

6月のワースト3位、内職・副業商法のうち7件が情報商材により発生した相談でした。情報商材による消費者トラブルは、「この方法を知れば、誰でも簡単にお金を稼げる」という謳い文句で、高額な教材等を買わせるものです。

相談内容を確認したところ、現在の収入に不安や不満を持っている方が、副業をして簡単にお金を稼ぎたいと考え、情報商材を購入してしまうケースが多く見受けられました。

また、借金をしてまで情報商材を購入したり、無理な分割払いを組んでしまう

など、後先を考えずに契約してしまっているケースが多く見受けられます。

借金や分割払いなどの契約をする際には、後から自分で支払うことができるのか、本当に必要な契約なのか考える必要があるとともに、お金を簡単に稼げるような方法や教材は存在しないことについて、身近な人達と情報共有を徹底する必要があります。

#### 情報商材の相談内容例

相談者：20代女性	
相談内容	投資に関する情報商材と助言契約を説明会場で契約。助言通りに投資しているが儲からない。分割払い中。既払い金放棄で解約したい。
相談結果	クーリングオフを主張することは可能であるが、既払い金の返金は困難であることを伝えた。当初の相談者の意向に沿った、既払い金放棄で解約という形で相談を終えた。

相談者：40代男性	
相談内容	せどり副業の情報商材を借金して買い、やってみたが全く儲からない。借金の返済ができない。早急の全額返金希望。  *せどり副業・・・商品を仕入れて、ネットオークション等で転売を行う副業
相談結果	副業情報商材のトラブルや無在庫転売の規制について情報提供した。海外の事業者の場合、センターでできるだけ助言はする。電話勧誘販売の契約書面を受け取っていないければクーリングオフが主張できるかもしれないが、海外の事業者であれば難しいと伝えた。

相談者：30代女性	
相談内容	副業を思い立ち、SNSで説明を受け、電話で情報商材購入を勧誘され、クレジットカードで支払った。ネットで弁護士が副業詐欺と指摘。返金希望。
相談結果	訪問販売に該当するので、8日以内にクーリングオフ通知書を発送するとクーリングオフできることを説明した。書面の書き方と、クーリングオフの効果について伝えた。

相談者：40代男性	
相談内容	せどり副業の情報商材を買い、試したが、儲からないどころか払った代金すら取り戻せない。信販会社への返済が苦しい。早期にお金を取り戻したい。
相談結果	情報商材業者に直接振り込み、その証拠がないなら返金を求めるのは非常に困難である。借金は契約通りの返済が無理なら、消費者金融に相談するか、債務整理相談をする必要がある。

### 3. 地域における見守り活動

#### ◆元気なシニア世代への期待

日本では、高齢化が進み超高齢社会となっています。元気なシニア世代が活躍する一方で、加齢により判断力が弱まる人も必然的に増加中です。

高齢世代は、若年世代よりも資産を保有しており、また自宅にいる機会が多い事から、電話勧誘や訪問販売の対象になりやすくなっています。判断能力が低下してしまうと、騙されていることに気付かず、周りにも相談できずに、集中的に悪質商法のターゲットにされてしまう危険があります。

一方で、地域には、まだまだ元気なシニア世代の方が沢山いらっしゃいます。経験もあり、地域とのつながりが深いことから、地域で消費者被害に遭っている方を見守る役割が期待されます。

見守り活動において大切なのは、日頃から周囲の様子に気をつけることです。そうしていると、異変に気付くことがあります。例えば、短期間に物が増えた、不自然な修理やリフォームが行われている、急に節約を始めた、お金の困っている様子が見られる等です。

異変に気付いて声をかける際には、上から目線にならないよう気をつけながら、相手に配慮した言葉を選ぶことが重要です。被害者の心情として、恥ずかしく思ったり、認めたくなかったりする場合があります。また、家族に怒られる等の理由により、被害を表沙汰にしたくない方もいらっしゃいます。

消費者トラブルについて、消費生活相談が行われる割合は8%前後と言われており、1割にも届いていません。残りの9割についても相談できていたら、被害を未然に防いだり、騙されたお金が戻ってきたケースも、あった筈です。

高齢者を含む世帯のうち、一人暮らし又は夫婦のみの世帯は、合わせて約6割に達しています。高齢者を狙った悪質商法を防ぎ、被害者を減らしていくためには、今後ますます地域における見守り活動が重要となっていきます。

春日井市消費生活センター

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 (3階)

受付 月曜日～金曜日(祝日除く)

午前10時～正午 午後1時～午後3時

電話 85-6616